

監査の実効性から水道の規模を考えてみては？

はじめに

最近では広域化の手段としての事業統合によるハードルの高さが認知され始め、料金セグメントを残したよりソフトな経営広域化が推進される流れがある。また、最近では水道技術管理者や布設工事監督者の確保が難しくなってきたり、資格要件が緩和されている。そんな最中、監査法人に所属し、会計士の方の話を色々聞いていて思うのが、「トップダウン・ボトムアップの両面で統制を効かせるには事業体が多すぎるのでは？」ということである。

本コラムでは過去に投稿した「水道行政移管後の認可審査・立入検査に期待すること」の続編として、監査の視点から水道事業の適切な規模を考えてみたいと思う。

水道事業の統制

水道の世界では水道のあるべき姿が水道法や水道法施行規則、技術省令、各ガイドライン等で示されており、これを国交省ないし都道府県が立入検査や認可を通じて事業体が遵守しているかを監査する。事業体は水道技術管理者がこれらの法令等をしっかり理解した上で日々の業務を主導する。要はトップダウンとボトムアップの両面で水道は統制されている。

統制の限界

とある先生との会話で「数千もある事業体の数だけ水道の本質を理解した水道技術管理者を配置することは不可能だろう」という言葉があったが、これを言い換えるのであれば、「水道のあるべき方向を理解して事業体をリードする経営者を全国津々浦々でこんな数確保できるわけがない」ということでもある。これはボトムアップの話である。一方、トップダウンの視点では、初稿でも述べているように数が多すぎて国交省では手に負えないし、末端給水事業を有さない都道府県の手にも余るのが現状である。中小事業体を中心に課題が山積みな水道事業であるが、トップダウンとボトムアップの両面で統制を中小事業体までに効かせるにはもう限界があるのだろう。

監査の実効性から見た適切な事業規模は？

世間の会計監査は各省庁が法律等を通じて規制し、各社の CFO がこれを理解した上で業務を監督し、監査法人がモニタリングするという体制が構築されている。一方、水道の場合は水道技術管理者と CFO の立場は同じであるものの、規制省庁である国交省や自らも事業者である都道府県が市町村モニタリングする体制となっている点で異なる。

国ないしは Ofwat のような外部機関が統制を効かせられる規模を考えるには、水道技術管理者に必要な要件の再定義と配置実現性、監査をする者の主体と監査範囲（国 and/or 都道府県、委託）といった立入検査・認可の審査体制そのものあり方から詳細を詰める必要がある。立入検査を受ける県営の末端給水事業の存在を踏まえると、理想は小さくとも県単位かもしれないし、管理能力が無い首長が管理者になる必要がない圏域単位の企業団かもしれない。はたまた経産省が規制する電力の構造を参考に地方整備局単位かもしれない。